

奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十一号

奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例

奈良県安心こども基金条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。